



## 特別養護老人ホーム アンプル宝町 利用料金表



介護サービス費 (1単位 = 10.9 円)		負担限度額	食費(日額)	居住費(日額)	30日あたりの合計		
					1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 652 単位		第4段階	1,700 円	2,700 円	153,320 円	174,641 円	195,962 円
		第3段階	650 円	1,310 円	80,120 円		
		第2段階	390 円	820 円	57,620 円		
		第1段階	300 円	820 円	54,920 円		
要介護2 720 単位		第4段階	1,700 円	2,700 円	155,544 円	179,088 円	202,632 円
		第3段階	650 円	1,310 円	82,344 円		
		第2段階	390 円	820 円	59,844 円		
		第1段階	300 円	820 円	57,144 円		
要介護3 793 単位	+ 各種加算 (詳細は裏面を ご覧ください)	第4段階	1,700 円	2,700 円	157,932 円	183,863 円	209,794 円
		第3段階	650 円	1,310 円	84,732 円		
		第2段階	390 円	820 円	62,232 円		
		第1段階	300 円	820 円	59,532 円		
要介護4 862 単位		第4段階	1,700 円	2,700 円	160,188 円	188,375 円	216,563 円
		第3段階	650 円	1,310 円	86,988 円		
		第2段階	390 円	820 円	64,488 円		
		第1段階	300 円	820 円	61,788 円		
要介護5 929 単位		第4段階	1,700 円	2,700 円	162,379 円	192,757 円	223,135 円
		第3段階	650 円	1,310 円	89,179 円		
		第2段階	390 円	820 円	66,679 円		
		第1段階	300 円	820 円	63,979 円		

※表示の金額は目安となります。端数の計算や加算の有無により増減する場合がございます。また、法令改正や経済情勢により料金に変更となる場合がございます。

※食費は一食以上提供した場合に日額を計上致します。

※第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市区町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

加算項目		単位数	算定単位
看護体制加算Ⅰ2	常勤の看護師を1名以上配置している場合。	4 単位	1日あたり
看護体制加算Ⅱ2	看護師を定められた基準以上配置し、施設又は病院等の看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合。	8 単位	
夜勤職員配置加算Ⅱロ	夜勤を行う介護・看護職員を最低基準を上回って配置している場合。	18 単位	
個別機能訓練加算Ⅰ	常勤かつ専従の理学療法士等の配置など定められた要件を満たし、計画書を元に利用者に合わせて個別機能訓練を行っている場合。	12 単位	
初期加算	入所直後は施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所した日から起算して30日間、または30日を超える長期入院の退院後30日間算定。	30 単位	
サービス提供体制加算Ⅲ	サービス提供体制を強化して基準を満たし届け出を行っている場合。	6 単位	
個別機能訓練加算Ⅱ	Ⅰを算定している方について訓練計画の内容を厚労省に提出している。	20 単位	1月あたり
口腔衛生管理加算Ⅰ	口腔ケア・マネジメントに係る助言や指導を歯科医師等から受けて、口腔ケアの質を向上させる体制を整えている場合。	90 単位	
口腔衛生管理加算Ⅱ	Ⅰの要件に加え、管理に係る計画の内容などの情報を厚労省に提出している。	110 単位	
排せつ支援加算Ⅰ	排せつに介護を要する方の要介護状態の軽減の見込みについて一定の時期の評価・支援計画を作成する。	10 単位	
ADL維持等加算Ⅱ	ADL値を測定し利得を平均して得た値が2以上であること。	60 単位	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡の発生リスクについて3か月に1回以上の評価、計画書の作成・見直しを実施し、褥瘡の発生のないこと。	14 単位	
処遇改善加算Ⅰ	総単位数の83/1000を加算		
特定処遇改善加算Ⅱ	総単位数の23/1000を加算		
新型コロナウイルス感染症への対応	総単位数の1/1000を加算（9月30日まで）		
外泊時費用	外泊・入院初日と最終日を除いた、外泊・入院中の基本利用料（月に6日を限度、月をまたいで連続して外泊・入院された場合は最長12日間）	246 単位	
看取り介護加算Ⅰ1	看取りケアを行った場合、亡くなった日からさかのぼって45日前～31日前まで算定。	72 単位	
看取り介護加算Ⅰ2	看取りケアを行った場合、亡くなった日からさかのぼって30日前～4日前まで算定。	144 単位	
看取り介護加算Ⅰ3	看取りケアを行った場合、亡くなった日の前日及び前々日に算定。	680 単位	
看取り介護加算Ⅰ4	看取りケアを行った場合、亡くなった当日に算定。	1280 単位	
安全対策体制加算	施設基準に適合し、知事に届け出た施設に対し入所初日に限り加算する。	20 単位	